

# エントリーされた 事業所（85事業所）からは 喜びの声が！

「令和7年度・令和8年度東広島働く人の健康づくりプロジェクト優良認定事業所の取組み」より



職員同士の交流が増え、  
チーム力向上に  
繋がった。



健康への意識が  
高まった！  
頭も体もすっきりして  
笑顔で仕事ができる。



欠勤が減少した。  
職場の活気向上し、  
効果がみられた。



認定事業所になることで  
イメージが向上した。

様々な事業所がエントリーしています

- ・ 情報通信業
- ・ 卸売小売業
- ・ 医療福祉
- ・ 教育学習支援業
- ・ 生活関連サービス業・娯楽業
- ・ 金融保険業
- ・ 建設業
- ・ 製造業 など



令和7年度東広島働く人の健康づくりプロジェクト優良認定事業所表彰式の様子

市民のウェルビーイングを目指す 従業員のウェルビーイングを目指す

東広島市 × 事業所



## 健康づくり推進事業所 参加事業所募集中

従業員の健康づくりが会社の発展につながる

〈効果〉

①集中力アップ



②離職率低下



③業績・企業価値UP



さあ、まずは一步！

働く世代が、「生涯にわたる健康づくり」を実践できるよう、  
市と事業所が協力して進めています。

詳しくはこちら



東広島市 健康福祉部 医療保健課 健康支援係  
TEL：082-420-0936 FAX：082-422-2416  
Email：hgh200936@city.higashihiroshima.lg.jp



# 「働く人の健康づくりプロジェクト認定事業所」認定までの流れ

令和9年度に認定

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## ① エントリー

※1度エントリーすると、無期限有効です。

令和8年4月1日～令和9年1月31日

## ② 健康づくりの実践

※合計500ポイント以上で認定です。

令和9年1月18日～2月19日

## ③ 市へ報告

※毎年、4月1日～翌1月31日の取組みについて報告してください。

令和9年4月1日

## ④ 認定

※認定期間：1年間（令和9年度）



## ポイントの対象となる取組み

	No.	取組み内容	わくまるポイント	例		No.	取組み内容	わくまるポイント	例		
方針	1	健康保険者が実施する「健康宣言」へエントリーしている。	100	協会けんぽであれば、「ひろしま企業健康宣言」にエントリーしている	食習慣／飲酒	17	事業所独自に、間食・甘味飲料の過剰摂取を抑制する環境整備をしている。	150	自動販売機の飲料の種類の選定		
	2	従業員の健康づくり担当者を決めている。	50	健康経営成功のためにオススメです		18	事業所独自に、食育に取り組んでいる。	50	・社員食堂でメニューの栄養成分表示 ・売店等で減塩の食品を扱う		
	3	従業員に対して健康づくりに関する情報提供を行っている。 ※1回あたりのポイント	50	・健康関連パンフレットの配布 ・ポスター掲示		19	適正飲酒の情報提供をしている	50	休肝日や節度ある適度な飲酒の周知		
	4	病気の治療と仕事の両立の促進のための制度がある。	150	勤務時間内の通院の確保	運動習慣	20	従業員に対して運動の機会を提供している。 (※)	週1回につき 50	(※) 6か月以上継続しているものに限る。		
	5	従業員の健康課題を把握・整理している。	150	肥満者が多い、喫煙者が多い、など		21	腰痛予防・座りすぎ防止の啓発をしている。	100	・昼休憩にいきいき体操ひがしひろしま、 ラジオ体操等を実施している ・職場における階段利用の呼びかけ ・30～60分に1回は立ち上がることを推奨		
健康診断の受診	6	特定健診受診率が95%以上～100%	200	特定健診（40歳以上）を受診する	22	日常生活における歩数が増えるような取組をしている。	100	<ストレスチェックの一例> <a href="https://stresscheck.mhlw.go.jp/index.html">https://stresscheck.mhlw.go.jp/index.html</a> (厚生労働省/ストレスチェックダウンロード)			
	7	特定健診受診率が70%以上～95%未満	150		23	ストレスチェックを実施し、従業員の体調観察に活用している。	50				
	8	特定健診受診率が50%以上～70%未満	100		24	健康相談を受けやすい体制や制度がある。	50		・月1回健康相談を実施している ・市の「こころの相談室」を案内している		
	9	特定健診受診率が30%以上～50%未満	50		25	ワーク・ライフ・バランスが取れる仕組みがある ※1項目あたりのポイント	50		・ノー残業デーを推進している。 ・独自に年次有給休暇取得促進している。 ・週60時間以上の労働にならないよう配慮している。		
	10	対象者の70%以上が、各種がん検診を受診している。 ※1種類あたりのポイント	50	人間ドック等を受診する 市の元気すこやか健診を活用する	メンタルヘルス／休養	26	健康づくりに関する団体への登録をしている。 ※1種類あたりのポイント		50	・「がん検診に行こうよ」推進会議（広島県） ・健康生活応援店（広島県）等	
	11	従業員の54%以上が、年に1回以上歯科受診している。	150	20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳は市の節目歯周疾患健診を活用する		27	「職場で健康講座」を受講する。		50	※上限年2回、1回あたりのポイント	
	12	対象者の25%以上が、骨粗しょう症検診を受診している。	100	40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・70歳は市の骨粗しょう症検診を活用する		その他	28		市が主催する健康づくりに関する講演会やセミナーに参加する。※1回あたりのポイント	50	・ゲートキーパー養成講座 等
	13	健診結果から、医療を必要とする者に対して、受診勧奨をし、受診状況を確認している。	50	要医療者へ、受診勧奨の声掛けを行う			29		東広島市健康づくり公式アカウントをフォローしている	50	Instagramアカウント
喫煙	14	法令に準じた受動喫煙対策を行っている。	50	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html</a> (厚生労働省/受動喫煙対策)	QRコード						
	15	事業所独自の受動喫煙防止対策を行っている。	100	法令では建物内禁煙であるが、敷地内完全禁煙としている。							
	16	禁煙希望者への禁煙支援をしている。	100	禁煙相談会、禁煙外来助成制度の案内をしている。							

